

令和 5 年 8 月 22 日
(2023 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市成年後見制度
利用促進体制整備検討会議
委員長 明石 隆行

吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書

成年後見制度の利用を促進するための体制整備について、本検討会議で議論した運営体制に関する意見を下記のとおり取りまとめたので、提出します。

記

- 1 権利擁護を含む複雑化した地域福祉の課題解決に向けて、権利擁護に関する地域連携ネットワークの中核となる機関（以下、「中核機関」という。）を早期に設置し運営すること。
- 2 中核機関を担う団体は、地域における課題解決の実践力を礎として、市民の権利擁護を推進していくことが重要である。このことから、地域や各支援機関とのネットワークを活用し、市内全域で地域とともに活動することが日々の業務であり、医療・保健・福祉・介護関係にわたる民間事業者とのつながりが深い吹田市社会福祉協議会が最も適切と考える。同協議会は、日常生活自立支援事業や法人後見事業などの権利擁護に関する事業実績もあり、中核機関を担う団体として豊富な経験もある。また、中核機関は市民の権利擁護推進について中心的な役割を担う機関であり、課題解決へ向けた地道な関わりを積み重ねていくことで市民との信頼関係を構築していくという業務の性質上、可能な限り継続的な事業運営ができる事業者が望ましいと考える。
- 3 貴市関係部局並びに中核機関は、本検討会議で議論してきた意義を深く理解し、別添意見一覧等の資料内容を踏まえて事業を実施すること。
- 4 成年後見制度の利用促進を推進していく中で、市民後見人に関する事業を実施すること。

以上

成年後見制度利用促進体制整備検討会議 意見一覧

| 分類 | 項番 | 意見 |
|-----------------------|----|---|
| 1 成年後見制度に関する現状と課題について | 1 | 吹田市は成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用者数が他自治体と比較しても多いように感じられ、潜在的なニーズも多い印象。 |
| | 2 | 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの支援機関は、地域の1次的窓口としてこれまでどおりしっかりと受け止めること。 |
| | 3 | 成年後見制度に対してネガティブなイメージがあり、利用の促進が進んでいない。 |
| | 4 | 成年後見制度に関する既存の研修等は財産管理や事務的な内容が多いため、本人の意思決定支援と身上保護を重視した啓発活動が必要。 |
| | 5 | 吹田市は医療・福祉関係者等支援者側の成年後見制度に対する意見については賛成と反対の双方あり、支援者側に対して成年後見制度の研修を行う必要がある。 |
| | 6 | 専門職後見人との面会が少ないことへの不満の声がある。 |
| | 7 | 成年後見制度を利用するに至らないまま生活状況が悪化するケースが増えていると感じるため、待っているだけではなく、救い出す、見つけ出すことが必要。 |
| | 8 | 障がいのある子に成年後見制度の利用をしてほしいと相談されるが、親自身も高齢のため成年後見人が必要な状況に至っており、判断できないケースがたくさんある。 |
| | 9 | 一度成年後見人が選任されると変更が難しい制度であり、信頼できる相手を探せるかどうか不安がある。 |
| | 10 | 成年後見人への報酬支払により本人の財産がなくなってしまうのではないかと不安がある。 |
| | 11 | 成年後見制度を利用した方がいいと思われるケースでも、親族は今の生活に手一杯で、家庭裁判所への事務手続きにハードルを感じている人が多い。 |
| 2 中核機関に必要な機能について | 12 | 経済的に困窮していても、報酬助成の制度を活用し成年後見制度が利用できることを周知してほしい。 |
| | 13 | 権利擁護に関する相談については、単に司法書士や弁護士に紹介して終結ということではなく、その後成年後見制度や日常生活自立支援事業に繋がった等、どのように展開したかを点検する必要がある。 |
| | 14 | 障がいがある子を持つ親に対し、どの段階から成年後見制度を利用できるか明らかにし、制度を利用していく意味を広報・啓発してほしい。 |
| | 15 | 支援者や親族など身近な人に制度の説明をするため便利なツールがあるといい。 |
| | 16 | 成功事例を共有できるような被後見人同士でのネットワークやコミュニティづくりを進めることが一番の広報となる。 |
| | 17 | 中核機関は各支援機関の後方支援機能として共に経験を積み、現場の力をつけていく必要がある。 |
| | 18 | 広報機能については、漫画や動画配信等を活用し、より分かりやすい形で周知をしてほしい。 |
| | 19 | 専門相談はオンラインを活用するなど、気軽に相談できるような体制を備えてほしい。 |
| | 20 | 支援者同士でオンラインの業務ツールを使用して情報共有できるような仕組みもあるといいのではないかな。 |
| | 21 | 相談機能については、1次的窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと、中核機関の窓口業務の役割を明確にする必要がある。 |
| | 22 | マッチング機能については、市長申立を活用したり、予め本人の希望を聞き取ってから後見人の申立を行っている先行市の事例を参考にすると良い。 |
| | 23 | 相談者がたらい回しにされて疲弊することがないように、難しい事例でも安心して任せられるように知識を備えてほしい。 |
| | 24 | 障がい事業所等を運営する法人が後見事業を行うことを支援、推進する必要がある。 |
| | 25 | 中核機関という専門機関が開設されることにより相続や遺産分割の問題についての相談など困難なケースも増えることが予想され、任意後見にも力を入れる必要が出てくる。 |
| | 26 | 地域の中で各支援機関が権利擁護に関する相談を受けとめ、中核機関がチーム支援に繋げてコーディネートしていくという位置付けとなるようビジョンを明確にする必要がある。 |

成年後見制度利用促進体制整備検討会議 意見一覧

| 分類 | 項番 | 意見 |
|-------------------------|----|--|
| 2 中核機関に必要な機能について | 27 | 中核機関は、成年後見制度の市長申立や成年後見制度利用支援事業等の責務がある行政としっかり連携していくことが大切。 |
| | 28 | 後見人を選任して終わりではなく、後見人その他の医療・福祉関係者や親族、支援機関がチームとなって、本人に寄り添い支援していくためのフォロー役を担ってほしい。 |
| | 29 | 単に研修と広報でわけけるのではなく、当事者も支援機関も一緒に同じ話を聞いて問題意識を持てるような機会づくりもあると良いのではないかな。 |
| | 30 | 中核機関を作る目的は、地域の中で権利擁護支援や成年後見制度が身近となり、制度に関する正しい認識を持って対応してもらえるような地域づくりをすることにある。 |
| | 31 | 中核機関は後見人や専門職等、必要な人が必要な時に集まれるように招集する必要がある、その中に本人も参画して確認していくことができれば権利擁護の機能が果たせる。 |
| | 32 | 重層的な問題を抱える案件が増えてきており、中核機関が旗振りすることで適切な支援に繋げていくような体制を整えてほしい。 |
| 3 地域連携ネットワークに係る協議会等について | 33 | 協議会には家庭裁判所の職員にも出席してもらおうと、福祉の現状を知ってもらい、後見人の選任に活かすことが期待できる。 |
| | 34 | 郵便局や銀行の窓口でも成年後見制度に関連するトラブルがあるため、金融機関にも協議会に参画してもらい、成年後見制度について理解をしてもらうことが重要。 |
| | 35 | 協議会の中にもう少し規模の小さな意見交換や課題の検討を行えるような部会を置いてはどうか。 |
| 4 中核機関を担う団体のイメージについて | 36 | 吹田市においては特に社会福祉協議会が市と様々な接点を持っており、法人後見事業を行っている実績もある。 |
| | 37 | この検討会議の中で議論してきた内容を理解し、業務を遂行できるような団体。 |
| | 38 | 成年後見制度に対する社会的な意識を変えていく必要があるため、新たにこの事業を始めるというよりは、今までに経験や実績がある団体が望ましい。 |
| | 39 | 行政と民間をつなぐ緩衝材のような働きが期待できる団体。 |
| | 40 | 高齢者だけ、障がい者だけと偏らず、市内全域でネットワークを持つ団体。 |
| | 41 | 各地域と普段からつながりがあり、地域の実情を知っていて、民間事業者との関係性もあるようなところが中核機関を担うのに最適である。 |
| | 42 | 社会福祉協議会は様々な地域福祉の活動に関わっており、他の民間事業者ともつながりながら吹田市内の各地に根付いているため中核機関を担うのに相応しい団体。 |
| | 43 | この事業は将来的な先の見通しを含めてやってくものであり、更新ごとに事業者が替わるようでは困る。 |
| 5 市民後見人に関する事業について | 44 | 身近な寄り添い型の後見人が欲しい人のニーズに合った後見人が求められる。 |
| | 45 | 市民後見人が後見人活動を行うことは、地域にとって後見人に関わったり話を聞いたりする機会が増える。身近に感じることで、広報の役割にもつながる。 |
| | 46 | 市民後見人の養成が担い手の確保につながり、被後見人に対しても手厚い活動が期待され、養成することにより支援機関や行政が後見人の支援方法をより深く理解することができる。 |
| | 47 | 市民後見人のサポーター的な人を付けてほしい。 |
| | 48 | 市民後見人養成講座ではグループワークを行うので仲間もでき、負担が大きいと感じたならば交代もできるので、身構えずに担ってほしい。 |
| | 49 | 市民後見人という支え手が居ることで、地域でお互いに支え合うという権利擁護のネットワークづくりとなる。 |
| | 50 | 市民後見人は中核機関等の支援を受けながらチームの一員として活動するため、一人で抱える必要はないことを知ってもらうことも大切。 |
| | 51 | 市民後見人の監視の目を感じることで、医療・福祉関係者が本人にとってより良い判断ができるよう向き合うことができる。 |

中核機関の業務内容

1 広報機能

(1) 広報・啓発活動の実施

- ア、パンフレット、ホームページ、SNS、広報紙、チラシ等の多様な広報ツールを活用した成年後見制度（以下、「制度」という。）に係る広報・啓発活動を行うこと。
- イ、意思決定支援や権利擁護支援を重視し、分かりやすい広報・啓発活動を行うこと。

(2) 講座等の実施

- ア、市民に対しては、制度を学べる全市的な講座を開催すること。
- イ、地域の福祉及び医療等の支援機関・相談機関（1次的窓口*を含む。）（以下、「支援機関」という。）に対しては、お互いに情報を共有して共通理解を醸成していくためにセミナー等の啓発事業を実施すること。
- ウ、1次的窓口が地域において制度に関する出前講座等を開催する場合は、講師の派遣の調整等、1次的窓口と協力すること。
- エ、市民、支援機関に向けた講演会を開催すること。

※1次的窓口：地域包括支援センター・障がい者相談支援センター

2 相談機能

(1) 専門相談の実施

制度利用に関する支援を必要とする対象者（以下、「支援対象者」という。）の状況により、法律等に関する高度な専門知識や対応等を要する場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下、「専門職」という。）による助言を受けることができるよう、各専門職団体と協力体制を整備するとともに、支援機関向けの専門相談を実施すること。

(2) 権利擁護に係る相談対応及び支援の実施

- ア、制度全般に関する一般的な質問や問い合わせに対応すること。
- イ、相談内容に応じて中核機関で課題を整理した上で、地域の1次的窓口*に付き添う等適切に繋ぐこと。引継ぎ後も案件に応じて1次的窓口と連携して継続支援を行うこと。
- ウ、制度利用以外の支援についても、権利擁護ニーズに合わせた支援を検討し、支援機関に適切に繋ぐとともに、各支援機関と協力して対応を行うこと。

(3) 支援機関からの相談対応

支援機関からの法律知識が必要とされる相談に対し、必要に応じて(1)の専門相談も活用して応じること。

3 成年後見制度利用促進機能

(1) 受任者調整(マッチング)等の支援

ア、制度利用に係る申立支援にあたっては、支援対象者の状況に応じた適切な専門職団体と連携を行う等、受任者調整(マッチング)等の支援を行うこと。

イ、支援対象者の意思を尊重した制度利用支援を実施できるように、多様な担い手の育成と活用の促進を図ること。

ウ、家庭裁判所と情報交換を行い、連携を行うこと。

(2) 日常生活自立支援事業との円滑な連携

日常生活自立支援事業利用者に対して、アセスメントシート等を活用した制度利用への適切な見極めを行う等、日常生活自立支援事業から制度へ、また制度から日常生活自立支援事業へのスムーズな移行が図れるように、法人後見事業と円滑に連携を行い取り組むこと。

(3) 吹田市成年後見審判申立審査会への参加

吹田市成年後見審判申立審査会へ参加し、市長申立による制度の利用を円滑に進めること。

(4) 市民後見人の養成

市が大阪府域における市民後見人養成・活動支援事業に参画実施する場合には、市民後見人の養成について中核機関としての機能を十分に活用できるよう、市と協議、連携し推進に取り組むこと。

4 成年後見人等への支援機能

(1) 親族後見人、後見活動を行う法人への支援

ア、親族後見人、後見活動を行う法人等に対して、専門職団体や家庭裁判所と連携し、相談対応や制度に係る情報提供を行う等、円滑に後見活動を行えるよう支援すること。

イ、支援対象者及びそれに関わる支援機関と成年後見人等が、円滑な人間関係を構築できるよう支援すること。

(2) 市民後見人への支援

市が大阪府域における市民後見人養成・活動支援事業に参画実施する場合に

においては、市民後見人の活動支援について、市と協議、連携し推進に取り組むこと。

5 地域連携ネットワークの構築

(1) 地域連携ネットワークの構築

行政、支援機関、専門職団体、家庭裁判所等から構成される地域連携ネットワークを構築し、支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりに取り組むこと。

(2) 協議会の運営

地域連携ネットワークの構成機関・団体が積極的に制度利用の促進に協力する体制づくりを進める合議体として協議会を設置し、事務局として円滑に協議会を運営すること。

(3) 権利擁護支援チームの形成・自立支援

成年後見人等及び支援機関等が協力して支援対象者を日常的に見守り、支援することを目的に、権利擁護支援チームを形成し、必要に応じて専門職等を構成員に含めた権利擁護支援チーム会議を開催するとともに、権利擁護支援チームの機能強化を図り、地域における権利擁護支援チームの自立を支援すること。

中核機関(2次的窓口)の機能の方向性及び1次的窓口の役割

開設当初の重点取組 → 醸成期間 → 将来的な取り組み

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 広報機能 | 中核機関 | <p>広報・啓発活動の実施</p> <p>講座等の実施</p> |
| | 1次的窓口 | <p>チラシ等の配布や出前講座を実施する。 圏域の市民に対して制度の説明を行う。</p> |
| 相談機能 | 中核機関 | <p>専門相談の実施</p> <p>権利擁護に係る相談対応及び支援の実施</p> <p>支援機関からの相談対応</p> |
| | 1次的窓口 | <p>1次相談窓口として受け付けた相談の中で、困難な事例については中核機関の助言やサポートを受ける。</p> <p>中核機関との連携が強化推進され、課題解決が迅速化する。</p> |
| 成年後見制度 利用促進 | 中核機関 | <p>日常生活自立支援事業との円滑な連携</p> <p>吹田市成年後見審判申立審査会への参加</p> <p>受任者調整(マッチング)等の支援</p> <p>市民後見人の養成</p> |
| | 1次的窓口 | <p>相談者の意思決定支援に努め、中核機関との連携による各種制度や専門機関の機能との連動等、権利擁護支援が図られるように取り組む。</p> <p>多様な担い手の活用</p> |
| 成年後見人等 への支援機能 | 中核機関 | <p>親族後見人、後見活動を行う法人への支援</p> <p>市民後見人への支援</p> |
| | 1次的窓口 | <p>中核機関と連携し、被成年後見人等の意思決定を支援するとともに、成年後見人等が適切に業務を遂行できる環境づくりを支援する。</p> <p>地域における適切な権利擁護体制の構築</p> |
| 地域連携 ネットワークの 構築 | 中核機関 | <p>地域連携ネットワークの構築</p> <p>協議会の運営</p> <p>権利擁護支援チームの形成</p> <p>権利擁護支援チームの自立支援</p> |
| | 1次的窓口 | <p>既存の担当者会議等を活用して権利擁護支援チームの形成を意識し、中核機関と連携する。</p> <p>中核機関と情報共有し、チームの自立を支援する。</p> |

※1次的窓口:地域包括支援センター・障がい者相談支援センター

地域連携ネットワークのイメージ

